

農業用機械の貸出に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、日南町内の耕作地における環境整備の推進に資するため、日南町農業再生協議会（以下、「町協議会」という。）が所有する農業用機械（以下「機械」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸出の対象となる者（以下「借受者」という。）は、町が適当と認める個人、団体等とする。

(対象機械、貸出料金、使用条件)

第3条 貸出を行う機械、貸出料金および使用条件は、別表のとおりとする。

(貸出および返却の手続き)

第4条 機械の貸出および返却における手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 機械の貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、貸出申請書（様式1）を町協議会に提出するものとする。
- (2) 町協議会は、前項による申請が適当と認められるときは、町職員による立会いのもと、貸出希望者に対して、機械を貸し出すものとする。
- (3) 町協議会は、機械の貸出に際して必要と認める場合は、第3条に定める事項の他に、新たな条件等を付すことができる。
- (4) 借受者による機械の返却は、町職員の立会のもとに行う。また町職員は、機械の正常な作動、破損箇所の有無、燃料の補充および機体の洗浄について点検を行う。

(手続きの日時)

第5条 前条に定める手続きは、平日の午前8時15分から午後5時00分の間に行うものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、1回の申請につき7日以内とする。

(報告)

第7条 借受者は、貸出期間中に機材の破損及び事故が発生した場合は、直ちに町協議会へ報告しなければならない。

(料金の支払)

第8条 借受者は、機械の返却後に貸出料金を町へ支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 貸出期間中に機械の毀損、盗難、その他の事故により損傷した場合は、借受人は、その損害を町に対し賠償しなければならない。ただし、日南町農業再生協議会長（以下

「会長」という。) がやむを得ない事情があると認めた場合には、この限りでない。

(修繕)

第10条 機械の損耗、毀損等により修繕の必要が生じた場合は、修繕が完了するまで貸出を停止する。

2 修繕の理由が借受者の瑕疵によるものである場合は、修繕に係る費用を借受者が負担するものとする。

3 修繕の理由が前項に定めたものに該当しない場合は、修繕に係る費用を町が負担するものとする。

(転貸の禁止)

第11条 借受者は、第三者に転貸してはならない。

(附則)

この要領は、制定の日から施行し、平成31年4月1日以降の業務から適用する。